

防災・減災まちづくりフォーラムを開催しました。

今年も12月6日(日)に、町屋文化センター多目的ホールで防災・減災まちづくりフォーラム「東日本大震災の体験より…講師：草貴子氏」を開催しました。

仙台からお招きした講師の草貴子さんは、地元町内会の会長であり、避難所運営委員会の事務局長でもある防災リーダーです。

地元町内会(市名坂東町内会)は、全国でも珍しい女性が中心の町内会で、東日本大震災では、町内会の集会所を避難所として開放し、女性ならではのきめ細やかな運営で被災した方々の避難生活を支え、ニュースでも話題になりました。

講演では、震災のその時の模様、震災で起きた事の問題点と反省点、市名坂小学校区避難所運営委員会の発足、地域内での活動などについて講演をされました。講演の結びとして、「地域防災において大切なことは、自分達の特性を考えて、オリジナリティーのある身の丈にあったものを実践していくこと。優しい安全なまちを作るのは、一人ひとりが主役。コミュニケーション力を活用して、私たちのまちを愛していきましょう。」と述べられました。



※草氏が企画・作成した防災かるた(上)とフォーラムの様子(下)

参加者からは「実際の被災体験を聞いて非常に参考になった」、「今後のフォーラムでも引き続き住民の防災意識を高めるようなテーマを取り上げて欲しい」など、多くの意見があり大盛況のうちに終了することができました。

なお、フォーラム当日の様子は荒川区の広報番組で視聴することができます。

また、フォーラムの概要をお知りになりたい方は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

「防災・減災まちづくりフォーラム」

荒川区制作広報番組「あらかわ情報スクエア」荒川区ケーブルテレビ(11ch)

放送日：1月25日(月)～1月31日(日)(前半)

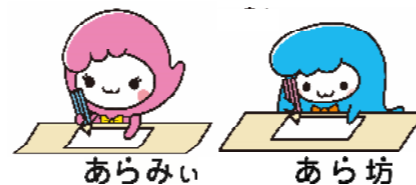
2月1日(月)～2月7日(日)(後半)

放送時間：午後4時～、午後7時～(1日2回放送)

■お問い合わせ(事務局)

荒川区役所北庁舎 防災都市づくり部防災街づくり推進課
 防災街づくり係 大内、藤井
 電話：(03)3802-3111(内線)2829 FAX：(03)3802-4104

荒川区シンボルキャラクター



あらいみ

あらい坊

地震などの災害に強いまちを目指して

荒川二・四・七 まちづくりニュース

第25号

平成28年1月編集発行

荒川二・四・七防災まちづくりの会

**平成27年11月26日(木)に
荒川二・四・七防災まちづくりの会の全体会を開催しました**

今回は「不燃化促進用地の利用にかかるルール作り」について利用のあり方やルールの決め方などについて議論し、「不燃化促進用地を利用したい」という意見や「利用して欲しくない」といった、様々な意見が出されました。荒川二・四・七防災まちづくりの会(協議会)ではこれらの意見を調整し集約していくため、今後も検討を続けていくこととしました。

また、「荒川図書館移転後の公園計画」についてどのような公園にするか、協議会のかかり方などについて議論し、「今後の進め方に関すること」や「公園の整備内容に関すること」など多くの意見が出されました。今後は協議会が積極的に公園計画に取り組んでいくという方針を確認し、検討を続けていくこととしました。

(詳しくは2,3面をご覧ください)

その他、「補助90号線第三地区都市防災不燃化促進事業について」、「主要生活道路2号線・3号線の進捗状況」等について、区から報告がありました。

この中で、主要生活道路3号線の道路計画については、10月29日(木)に第1回目の沿道懇談会が行われたこと、さらに年度内に第2回目の沿道懇談会を予定していることが報告されました。

協議会では『まちづくり』について自由に議論することができ、皆さんの意見をまちづくりに反映させる良い機会です。

どなたでも参加することが可能です。協議会で一緒に考えていきましょう！

当日の議題

- 議題(1) 不燃化促進用地の利用にかかるルール作りについて
- 議題(2) 荒川図書館移転後の公園計画について
- 議題(3) 防災・減災フォーラム基調講演の事前質問について

- 報告(1) 第1回全体会の活動報告
- 報告(2) 補助90号線第三地区都市防災不燃化促進事業について
- 報告(3) 戸別訪問の進捗状況について
- 報告(4) 主要生活道路2号線・3号線の状況について
- 報告(5) 空家への取組み状況及び空家情報の呼びかけについて



※当日の議題(上)と協議会の様子(右)

議題①: 不燃化促進用地の利用にかかるルール作りについて

●目的

不燃化促進用地の望ましい利用方法を決める

●不燃化促進用地とは？

- ・UR都市機構が荒川区から要請を受けて取得した土地
- ・管理は荒川区
- ・密集事業に伴う移転希望者のための代替地等

●どこに、どのくらいあるのか？（図を参照）

荒川二・四・七丁目地区内に4箇所、面積は合わせて480.42㎡（約145坪）

●ルール作りの前提条件

- ①区が管理しているため公共利用が前提
- ②本来の目的に使用するまでの期間内（1～5年程度）のルール
- ③区では舗装等の整備を行わない



意見

◆使用の要否に関する意見◆

- ・町会行事等で一時利用したい
- ・災害時にのみ一時避難場所として利用すればよい
- ・災害時に学校をいつまでも避難所とするのは子供たちがかわいそうなので、応急仮設住宅用地として利用できればよい
- ・外部の人間が入り出すのは良くない、現状のままでよい

◆整備方法に関する意見◆

- ・整備をすると整備後は自由に使用する人が出てくるのではないかと、整備しないほうがよい

「町会として利用したい」という意見や「近隣からは騒音など不安であるため利用しないでほしい」といった、様々な意見がありました。今後も検討を続けていきます。

議題②: 荒川図書館移転後の公園計画について

●目的

地域住民の意見を公園計画に反映させる

●位置と規模

面積：約2,000㎡（約610坪）

●跡地の位置づけ

地区計画における地区施設（公園）



<今後の進め方イメージ（平成28年度）>

- 第1回 公園整備に関する勉強会
- 第2回 整備計画の作成演習と議論（ワークショップ）
- 第3回 整備計画の作成演習と議論（検討）
- 第4回 協議会の意見とりまとめ

公園基本設計・詳細設計の資料として区へ提言



※ワークショップのイメージ

意見

◆今後の進め方に関する意見◆

- ・来年度予定しているワークショップに小さな子供を持つ母親世代を呼んだほうがよい

◆公園の整備イメージに関する意見◆

- ・子どもたちがノビノビと遊べる場所が必要である
- ・安全性に十分配慮する必要がある、見守り員がいるような公園がよい
- ・子どもがうるさいので周辺の住宅には配慮すべき

◆公園の管理方法に関する意見◆

- ・夜間の危険行為を予防するため、利用時間を制限し、夜間は立ち入り出来ないようフェンス等で囲ったほうがよい

協議会では、まちづくりに係る様々なテーマについて話し合います。どなたでも参加することが可能ですので協議会で一緒に考えましょう。



協議会が積極的に公園計画に取り組んでいくという方針を確認しました。今後は、地域の様々な人が参加できるワークショップなどで意見を出してもらうことなども含め、検討を続けていきます。